第 1 章　スポーツ推進計画策定に当たって

1　計画策定の趣旨
2　計画の位置付け
3　計画期間
4　国の取組
5　県の取組

1　計画策定の趣旨

本市では、2017 年度（平成 29 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までを計画期間とする「石巻市スポーツ推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「スポーツで心と体を健康に～スポーツのまち石巻～」の基本理念を実現させるため、「生涯にわたるスポーツ活動の推進」、「競技力向上に向けたスポーツ活動の推進とスポーツ環境の整備」、「スポーツ活動を支える環境づくりの充実」を３つの柱として基本施策を設け、スポーツの推進に取り組んできました。

前計画期間において、スポーツは東日本大震災からの復興の支えとなっており、震災に立ち向かう強い意志を表し、震災で寄せられた支援への感謝と復興状況を全国の皆様に向けて発信することを目的に開催された「いしのまき復興マラソン」や、東日本大震災の復興支援と震災の記憶を未来に残していくことを目的に“応援してたら、応援されてた”のキャッチフレーズで開催された自転車イベントの「ツール・ド・東北」などの各種イベントを全国各地から参加選手を招き開催できたことは、「スポーツのまち石巻」の復活を象徴させ、市民に大きな希望と感動を与えてくれました。

また、本市においては、スポーツに関する事務を市長部局に一元化することで、社会的課題に対応し、まちづくりの観点から事業展開を推進する体制を整えるとともに、2023 年（令和 5 年）3 月に設立した「いしのまきスポーツコミッション」が行うスポーツ合宿や大会・イベント等の運営支援を実施しています。

そのような中、2022 年（令和 4 年）3 月に策定された国の第３期スポーツ基本計画や、2023 年（令和 5 年）3 月に策定された第２期宮城県スポーツ推進計画を受け、スポーツを取り巻く現状と課題を整理し、これまでの計画の理念を踏まえ、本市の目指すべき姿や目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の指針とするため、計画を改訂します。

2　計画の位置付け

石巻市スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）は、スポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」であり、国のスポーツ基本計画及び宮城県スポーツ推進計画を参考にし、本市の最上位計画である第２次石巻市総合計画との整合を図り、スポーツ行政のビジョンと方向性を示すものです。また、本市の各分野における関連計画との連携を図ります。

図表 1　計画の位置付け

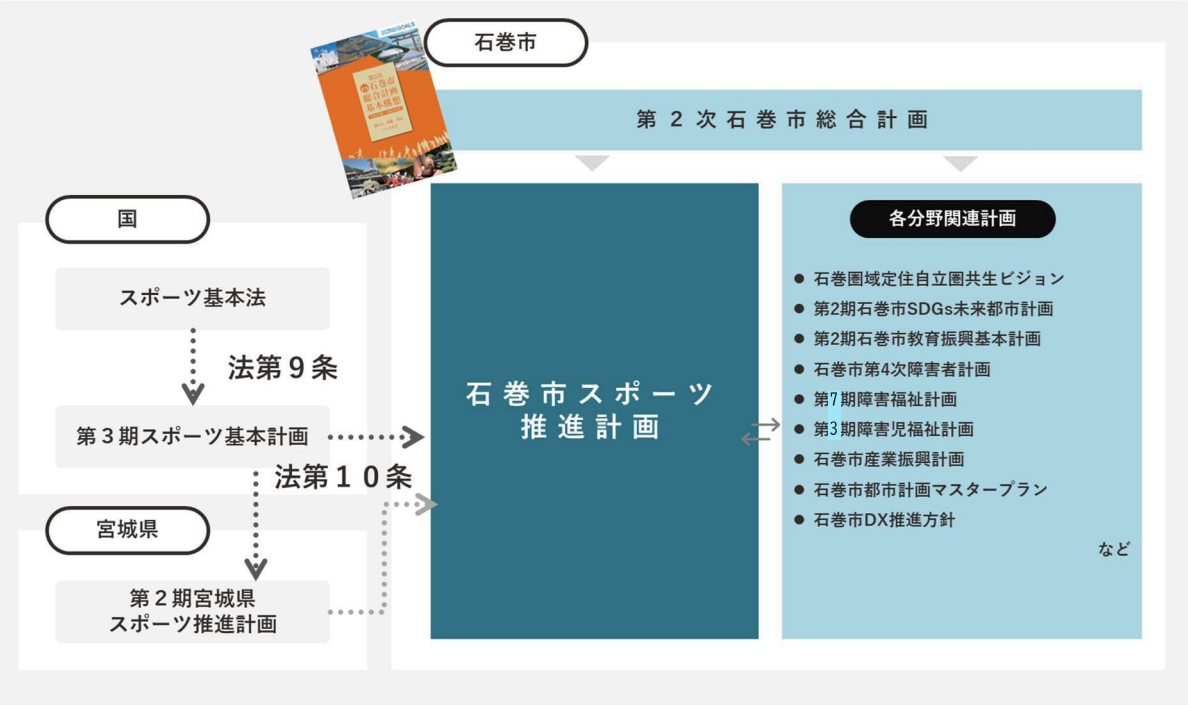

3　計画期間

本計画の計画期間は、2025 年度（令和 7 年度）から 2034 年度（令和 16 年度）までの１０年間とします。

なお、本計画は、計画の進捗状況、国の政策動向等の変化に応じて、中間点（2029 年度（令和 11 年度））に必要な見直しを実施する予定です。

図表 2　計画期間

4　国の取組

2022 年 3 月（令和 4 年 3 月）に策定された国の第３期スポーツ基本計画では、前計画の基本方針は踏襲しつつ、スポーツの価値を高めるために、新たに３つの視点を追加しています。

① **「つくる／はぐくむ」**：既存の枠組みや考え方のみに捉われず、見直し・改善し、最も適切・有効な、個々の状況等に応じた方法やルールを考え出したり、創り出す。

② **「あつまり、ともに、つながる」**：様々な立場にある人々が、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指す。

③ **「誰もがアクセスできる」**：年齢や性別、障害、経済的事情等によって、スポーツを途中で諦めることがない社会の実現を目指す。

また、今後５年間において総合的かつ計画的に取り組む施策として、以下を挙げています。

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出
② スポーツ界における DX の推進
③ スポーツによる健康増進
④ スポーツによる地方創生、まちづくり
⑤ スポーツを通じた共生社会の実現
⑥ スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」
⑦ スポーツを実施する者の安全・安心の確保　など

図表 3　国の取組

出典：第３期スポーツ基本計画（R４スポーツ庁）

5　県の取組

国が掲げる新たな視点のなかでも“スポーツによりつながる”ことを重要視しています。

また、基本方針の表現からも、単にスポーツを振興するのみならず、その結果として健康増進やまちづくりなど、活力ある「みやぎ」を目指しています。

■　基本理念

スポーツの力でひらくみやぎの未来！

■　目指す姿

全ての宮城県民があらゆるライフステージにおいてスポーツに親しみ、ともに活動することで、「人と人」、「地域と地域」のつながりを感じ、スポーツの価値を共有しながら夢と希望に満ちた生活を送ることができる活力ある「みやぎ」を目指します。

■　基本方針

・　スポーツによる健康増進

・　スポーツによるまちづくり

・　スポーツによる共生社会の実現

・　スポーツによる感動の創出と誇りの醸成

図表４　県の取組

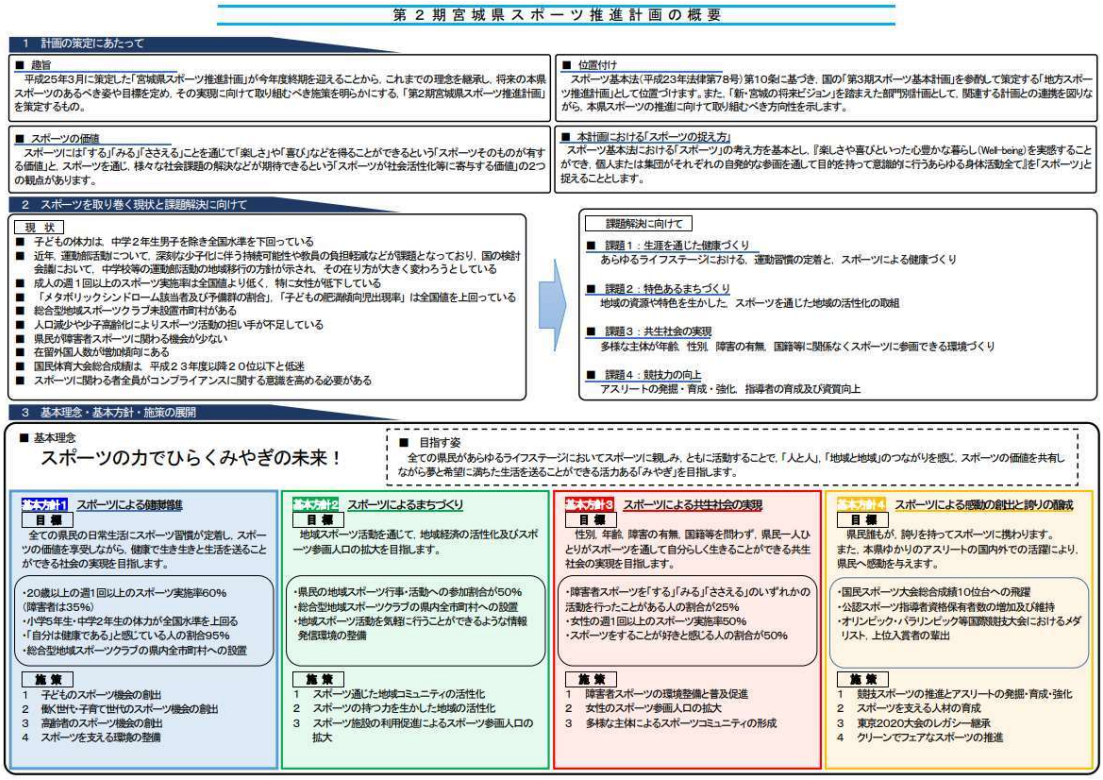

出典：第２期スポーツ推進計画（Ｒ５宮城県）

＜コラム：本計画における「スポーツ」の捉え方ともたらす効果＞

「スポーツ」の捉え方

スポーツ基本法の前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化」であり、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とされています。

身体活動は、安静にしている状態より多くのエネルギーを消費する活動全般であることから、ルールに基づいて実施する運動競技だけでなく、健康づくりを目的としたウォーキングや散歩、レクリエーション活動、徒歩や自転車での通勤などの意識的に体を動かすこと全てがスポーツと捉えることができます。

「スポーツ」の価値

スポーツ基本法において、スポーツを通じた「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」等を進めることで、社会の活性化・課題の解決に寄与することができるとされています。

また、地域のスポーツ活動を通じて社会的孤立の解消につなげるなどの課題解決にも寄与することが可能です。

「スポーツ」がもたらす効果

体力向上や健康増進以外に、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を与えるとされています。

加えて、楽しさや喜びにより人々の生活や心をより豊かにする「Well-being」の考え方にもつながっています。